

[参考] 高等学校の教科「福祉」の教員免許について

- 高等学校の教科「福祉」は、平成11年3月に改訂された高等学校学習指導要領において新設された教科であり、平成15年度から各学校において取り入れられている。
- これに対応する教員免許についても平成12年の教育免許法の改正により新設されている。

【教員免許の取得方法】

(1) 現職教員等講習会(平成12年度～平成14年度)

現職の高校教員で「公民」、「看護」又は「家庭」の高校教員免許を有し、平成15年度以降教科「福祉」を担当することが予定されている者で、文部科学省実施の3週間の講習の修了による取得方法。

(2) 教員資格認定試験(平成12年度～平成14年度)

文部科学省実施の教員資格認定試験合格による取得方法。

(3) 大学での直接養成(平成13年度～)

文部科学省の認定を受けた大学において所定の単位を修得し、卒業することによる取得方法。

(4) 他教科免許の取得(平成13年度～)

「福祉」以外の高校教員免許を有する者が大学等において所定の単位を修得することによる取得方法。

【教員免許状取得に必要な科目の単位数等】

- 普通免許状の取得には、以下の基礎資格と単位修得が必要。

所要資格		基礎資格	最低修得単位数					
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	その他※	合計	
免許状の種類	高等学	専修免許状	修士の学位	20	23	40	8	91
	校教諭	一種免許状	学士の学位	20	23	16	8	67

注): その他の科目は日本国憲法(2単位)、体育(2単位)、外国語コミュニケーション(2単位)、情報機器の操作(2単位)である。

* 介護福祉士養成課程における教育カリキュラムの見直しに併せて、教科「福祉」の教員免許状取得に必要な科目の内容についても見直しを行う。

Ⅲ 施設設備

Ⅲ一① 教室等に係る基準の見直し

- 個別ケアや自立支援等の尊厳を支援する介護の視点が重視されるようになり、介護の提供方法も変化してきていることを踏まえ、特別浴槽の必置規制を廃止する等の見直しを行う。
- 介護実習室、入浴実習室及び調理設備を有する家政実習室は、教育に支障を生じるおそれがない限り、それぞれを専用の室として有しなくても差し支えないこととする等の基準の弾力化を行う。
- ITの活用の観点も踏まえ、図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索できるよう、必要な機器の整備を義務付ける。

見直し案	現 行
<p>【普通教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業を行うのに必要な数の普通教室を有すること。 ○ 普通教室の広さは、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。 	<p>【普通教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。[省令] ○ 普通教室の広さは、内法による測定で、学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。[局長通知] ○ 合同授業又は合併授業を行う場合については、当該科目を履修する学生以上の机及び椅子が整備されていること。[課長通知]

[省令]社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)

[局長通知]「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)

[課長通知]「介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について」(平成3年3月27日社庶第82号、厚生省社会局庶務課長通知)

見直し案	現 行
<p>【介護実習室】</p> <p>○ 介護実習室(中略)を有すること。</p> <p>○ 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室(内法による測定で、おおむね1ベッド当たり11.0平方メートル以上の広さを有すること。)及び6畳又は8畳の和室を設けること。</p> <p>○ 和室については、在宅介護を想定した介護実習を行うためのものであり、襖、障子等で仕切られた独立の部屋とし、<u>押入れを設けるのが望ましいこと。ただし、在宅介護を想定した適切な実習が可能であれば、必ずしも襖、障子等で仕切られた独立の部屋とし、押入れを設けなくても差し支えないこと。</u></p>	<p>【介護実習室】</p> <p>○ <u>専用の介護実習室(中略)を有すること。[省令]</u></p> <p>○ 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室(内法による測定で、おおむね1ベッド当たり11.0平方メートル以上の広さを有すること。)及び6畳又は8畳の和室を設けること。<u>[局長通知]</u></p> <p>○ <u>介護実習室及び入浴実習室は、同じ階に設けることが望ましいこと。[局長通知]</u></p> <p>○ 和室については、在宅介護を想定した介護実習を行うためのものであり、襖、障子等で仕切られた独立の部屋とし、<u>押入れを設けること。また、学生の見学に支障がないよう少なくとも二辺について、和室の外部から見学が可能な構造であること。[課長通知]</u></p>

見直し案	現 行
<p>【入浴実習室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴実習室(中略)を有すること。 ○ 入浴実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、家庭浴槽とシャワー設備を備え付けた上、給排水設備を整えること。 	<p>【入浴実習室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専用の(中略)入浴実習室(中略)を有すること。 [省令] ○ 入浴実習室は、内法による測定で、学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、簡易昇降装置を有する特別浴槽と家庭浴槽を備え付けた上、給排水設備を整えること。[局長通知] ○ 介護実習室及び入浴実習室は、同じ階に設けることが望ましいこと。[局長通知] ○ 特別浴槽と家庭浴槽については、授業をより効率的に行うため、おおむね10分程度で40度のお湯が適量になるような給湯設備を整えること。なお、特別浴槽とは、簡易昇降装置を有し、気泡等特別な装置が施されている浴槽であること。[課長通知]
<p>【家政実習室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調理設備を有する家政実習室(中略)を有すること。 ○ 家政実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台(同時に授業を行う学生6人につき1台)を備えること。 ○ 調理実習室と裁縫作業室を別個に設ける場合については、それぞれ規定の面積以上の広さを有すること。 	<p>【家政実習室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専用の(中略)調理設備を有する家政実習室(中略)を有すること。[省令] ○ 家政実習室は、内法による測定で、学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台(同時に授業を行う学生6人につき1台及び教員用1台)を備えること。[局長通知] ○ 調理実習室と裁縫作業室を別個に設ける場合については、それぞれ規定の面積以上の広さを有すること。 [課長通知]

見直し案	現 行
<p>【図書室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育上必要な(中略)図書その他の設備を有すること。 ○ 指定規則別表第4に定める教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えていること。特に「介護」の領域に関する図書の充実を図ること。 ○ 図書室を有すること。 ○ 十分な閲覧スペースと閲覧設備(机、いす等)が整備されていること。 ○ (前略)図書は、学生の希望を勘案し、定期的に蔵書を補充・更新し充実に努めること。 ○ 図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索できるよう必要な機器を整備すること。 	<p>【図書室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育上必要な(中略)図書その他の設備を有すること。 [省令] ○ 指定規則別表第4に定める科目に関する専門図書を1,000冊以上、学術雑誌を10種類以上備えていること。 [局長通知] ○ 図書室を有すること。[局長通知] ○ 貸出カードや図書検索目録などが整備されていること。 [課長通知] ○ 十分な閲覧スペースと閲覧設備(机、いす等)が整備されていること。[課長通知] ○ (前略)図書は、適当数を補充し充実に努めること。[課長通知]
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健室、更衣室、演習室、学生相談室等の設備を設けることが望ましいこと。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健室、更衣室、演習室、学生相談室等の設備を設けることが望ましいこと。[課長通知]

Ⅲ—② 教育用機械器具に係る基準の見直し

教育用機械器具について、実際の養成現場における利用状況等を踏まえた見直しを行う。

見直し案	現 行
<p>○ 別表に掲げる教育上必要な模型及び機械器具を有すること。</p> <p>○ 新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めること。</p>	<p>○ 次に掲げるもののほか、教育上必要な模型、機械器具、図書その他の設備を有すること。</p> <p>[省令]</p> <p>イ 実習用モデル人形</p> <p>ロ 人体解剖模型</p> <p>ハ 人体骨格模型</p> <p>ニ 人工呼吸訓練人形</p> <p>ホ 仰臥した状態を起こした状態及び下肢を下げた状態にする性能を有するベッド</p> <p>ヘ 車いす</p> <p>ト 浴槽(特別浴槽を含む。)</p> <p>○ 教育上必要な模型及び機械器具については別表を標準として整備すること。[局長通知]</p> <p>○ 教育用機械器具等について[課長通知]</p> <p>ア ストレッチャーのうち、1台以上はギャッチベッドと水平になるものを備えること。</p> <p>イ 排泄用具(ポータブルトイレをのぞく。)はギャッチベッド1台に1組を備えること。なお、ポータブルトイレについては、2個以上備えること。</p> <p>ウ 携帯用点字器については、同時に授業を行う学生1人に1台及び教員用1台を備えること。</p> <p>エ 歩行補助つえ(つえ、松葉づえ等)及び盲人安全づえ(普通用、携帯用)については、それぞれ2本以上備えること。</p> <p>オ 家庭用ミシンについては、裁縫作業台と同数以上を備えること。</p> <p>カ 和室には、寝具を1組以上備えること。</p> <p>キ ベッドはすべてギャッチベッドとし、うち電動式ベッドを1台以上備えること。</p> <p>ク 障害者用調理機器・障害者用食器を適当数備えること。</p> <p>○ 機械器具及び図書は、適当数を補充し充実に努めること。[課長通知]</p>

見直し案			現行		
品名	数量		品名	数量	
実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等介護実習に適したもの。	実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等介護実習に適したもの。
人体骨格模型	1		人体解剖模型	1	全身模型とし、分解数は問わない。
			人体骨格模型	1	
			人工呼吸訓練人形	1	
成人用ベッド	学生5名に1	ギャッチベッドを含む。 手すりを備えたもの。	ギャッチベッド	学生5名に1	背部及び胸部の角度、床の高さが調整できるもの（電動でなくても可とする）。
移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式いずれも可とする。			
スライディングボード・スライディングマット	適当数		車いす	学生5名に1	簡易車いすでも可とする。
車いす	学生5名に1		簡易浴槽	2	移動できるもので浴槽が硬質のもの及び軟質のもの。
簡易浴槽	1	移動できるもので浴槽が硬質のもの。	ストレッチャー	学生10名に1	
ストレッチャー	2		排せつ用具	適当数	ポータブルトイレ、差し込み便器、尿器等。
排せつ用具	適当数	ポータブルトイレ、尿器等。	歩行補助つえ	適当数	つえ、松葉つえ、カナディアンクラッチ、多点杖を揃えること。
歩行補助つえ	適当数		盲人安全つえ	適当数	普通用と携帯用を揃えること。
盲人安全つえ	適当数	普通用と携帯用を揃えること。	点字器	適当数	標準型と携帯用を揃えること。
			家庭用ミシン	適当数	
視聴覚機器	適当数	テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等	視聴覚機器	1	
障害者用調理器具 障害者用食器	適当数		障害者用調理器具 障害者用食器	適当数	
					[局長通知]
和式布団一式	1		和室には寝具を1組以上備えること。[課長通知]		

[省令]社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)
 [局長通知]「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)
 [課長通知]「介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について」(平成3年3月27日社庶第82号、厚生省社会局庶務課長通知)

Ⅲ一③ 福祉系高校の施設設備に係る基準

福祉系高校の施設設備についても、一定の経過措置を講じた上で、養成施設等と同様の基準を適用する。

福祉系高校の基準案	養成施設等の基準案
<p>【普通教室】 ○ 普通教室の広さは、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。</p> <p>【介護実習室】 ○ 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室(内法による測定で、おおむね1ベッド当たり11.0平方メートル以上の広さを有すること。)及び6畳又は8畳の和室を設けること。</p> <p>【入浴実習室】 ○ 入浴実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、家庭浴槽とシャワー設備を備え付けた上、給排水設備を整えること。</p> <p>【家政実習室】 ○ 家政実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台(同時に授業を行う学生6人につき1台)を備えること。</p>	<p>【普通教室】 ○ 普通教室の広さは、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。</p> <p>【介護実習室】 ○ 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室(内法による測定で、おおむね1ベッド当たり11.0平方メートル以上の広さを有すること。)及び6畳又は8畳の和室を設けること。</p> <p>【入浴実習室】 ○ 入浴実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、家庭浴槽とシャワー設備を備え付けた上、給排水設備を整えること。</p> <p>【家政実習室】 ○ 家政実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台(同時に授業を行う学生6人につき1台)を備えること。</p>
<p>！[経過措置]</p> <p>平成21年3月31日に現に存する福祉系高校(基本的な設備が完成しているものを含み、平成21年4月1日以降に増築され、又は改築された部分を除く。)については、上記の中で「○○平方メートル以上」とあるのは「○○平方メートル以上を標準」とする。</p>	

IV 実習

IV—① 実習施設・事業等に係る基準の見直しの基本的考え方

見直しの背景

- 介護保険制度の施行等に伴い、従来の施設入所型の介護サービスから利用者の生活の場である地域での介護サービスへの転換が進められ、また、従来の介護施設においても、ユニットケアなどの個々の生活リズムを尊重した個別ケアの普及が進んでいる。さらに、認知症等の介護ニーズによりきめ細かな対応が可能な介護サービスとして、小規模多機能型居宅介護等の新しいサービスが創設されている。
- これからの社会においては、障害の有無や年齢に関わらず、個人が尊厳をもった暮らしを確保することが重要であり、介護サービスにおいては、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重した介護(個別ケア)の実践が必要とされている。

見直しの基本的考え方

- 新しい教育カリキュラムの中で実習の「ねらい」として掲げられる以下の2点に対応できるよう、実習施設・事業等に係る基準の見直しを行う。
 - ① 様々な生活の場における個々の生活リズムや個性を理解した上で、個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とすること
 - ② 利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とすること